

武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務名

武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務

2. 業務内容

「武雄市地域公共交通網形成計画策定業務仕様書」のとおり

3. 履行期限

契約締結日から令和年2年3月31日まで

4. 提案上限額

5,432,400円（消費税含む。）

5. 契約締結までの全体スケジュール（表1）

事 項	実施期間または期日
公募（武雄市ホームページ）	令和元年 5月24日（金）
参加表明書類の受付	令和元年 5月24日（金）から 令和元年 6月 4日（火）まで
公募資料に関する質疑の受付	令和元年 5月24日（金）から 令和元年 6月 4日（火）まで
公募資料に関する質疑に対する回答	令和元年 6月 5日（水）
参加資格確認	参加表明書類受付後
プロポーザル参加要請書の発送	令和元年 6月10日（月）
提案書等の提出期限	令和元年 6月21日（金）
一次審査（提案書に基づく書類審査）	令和元年 6月下旬予定
一次審査結果通知及び二次審査参加依頼	令和元年 6月下旬予定
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和元年 7月上旬予定
結果通知の発送及び契約の締結	令和元年 7月上旬予定

6. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

7. 参加資格要件

参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1）対象となる契約案件について、武雄市競争入札参加資格を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) その他選定委員会が必要と認めた要件。

8. 応募要領

参加表明する者は、参加表明書とともに下記の添付書類を提出し、参加資格確認の審査を受けるものとする。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績一覧（任意様式）

※平成21年度から平成30年度までの過去10年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

- オ 納税証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの）。
- カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式を綴り込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

- ア 受付期間：令和元年5月24日（金）から令和元年6月4日（火）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。
- イ 受付場所：武雄市役所4階 武雄市企画部企画政策課

(3) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和元年6月10日（月）（予定）に書面（様式第2号）により発送する。

(4) 提案書等の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書及び見積書（任意様式、消費税込み）を各1部提出するとともに、添付書類を下記のとおり提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。また、提案書の提出要請通知を受けた後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに「辞退届」（任意様式）を提出すること。

ア 提出期限：令和元年6月21日（金）

イ 受付場所：武雄市役所4階 企画部企画政策課

ウ 添付書類：提案事項（任意様式）及び配置予定者（任意様式）、業務工程表（任意様式）を、正本1部、副本8部提出すること。

※配置予定者ごとに、業務の経験年数や業務に関連する所有資格、主な業務実績等を記載すること。

エ 提出方法：持参又は郵送とする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

9. 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和元年5月24日（金）から令和元年6月4日（火）まで

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、末尾に記載する問合せ先の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は実施機関が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和元年6月5日（水）予定

イ 回答方法

回答予定日に参加表明書類を受領した全事業者に対して電子メールで返信する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

10. 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出者数が4者を超える場合には、選定委員会により、提案書の内容に基づく一次審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和元年6月下旬

(2) 審査方法

選定委員会には提案者名を開示せず、表2の基準に基づき、技術提案の内容を審査する。

表2：一次審査の審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点
業務実績	業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。	15点
実施体制	本業務を遂行するための体制を整え、十分な経験や能力を有する者を配置しているか。また、実現性が高いスケジュールが示されているか。	35点
一次審査 合計点		50点

（3）審査結果通知

提案者全員に対して、審査結果を通知するとともに、上位4者に対しては、二次審査（プレゼンテーション）への参加依頼を行う。なお、一次審査を実施しない場合は、その旨を通知することとする。

1.1. 二次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。ただし、一次審査を実施しない場合は、日時等を繰り上げるものとする。

（1）日時

日時は令和元年7月上旬を予定する。正式な日時や場所は、二次審査参加依頼と併せて通知する。

（2）参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び実務を主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

（3）プレゼンテーションに要する時間

概ね30分（説明15分、質疑応答15分）程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

（4）プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

（5）審査方法

選定委員会には提案者名を開示せず、表3の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に勘案し、提案内容を審査する。なお、提案書の提出者数が4者以下の場合は、一次審査（表2）に関する項目を併せて審査する。

表3：二次審査の審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点
専門技術力	業務の内容を理解した上で、仕様書に定める業務内容に対して的確な提案が行われているか。	①20点 ②20点 ③10点
	また、本市の地域特性を十分に考慮した、専門的見地からの独自性が高い分析が期待できるか。	
	① 実効性があるか	

	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用状況に関する調査分析の方法 ・過去の事業実績 等 ② 有効性が高いか <ul style="list-style-type: none"> ・市民の利便性や地域特性を踏まえた提案になっているか ・調査分析結果を活かした計画支援となっているか 等 ③ 効率性があるか <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に関する支援内容 ・提案に相当する見積額となっているか 等 	
二次審査 合計点		50点

12. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。選定委員会は、表2の算定方式によって審査を行い、表1の審査内容と合算して最優秀提案事業者の候補者を特定する。

提案者の審査点数が同点となった場合は、表2①②の項目の合計点が高い提案者を上位とし、それも同点の場合は、選定委員会委員長が上位の提案者をもって選定する。

なお、表2と表3の配点の合計が50点に満たない事業者とは契約交渉を行わないこととする。

(2) 最優秀提案業者決定後の手続

武雄市は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

武雄市は、審査結果等を参加者全員に速やかに書面（様式第3号）により通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

13. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

武雄市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は、厳禁とする。

(4) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にする。

(5) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、武雄市が公募型プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

【問合せ先及び書類提出先】

実施機関 武雄市企画部企画政策課 担当：小柳
住 所 〒843-8963 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
電話番号 0954-23-9325 ファックス 0954-23-3816
電子メール kikaku@city.takeo.lg.jp

武雄市長 小 松 政 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

参 加 表 明 書

年 月 日付けで公告のあった、下記の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書募集について参加したいので、下記の添付書類を添えて申請します。

なお、本プロポーザルへの参加条件についてはすべて満たしており、また本書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを制約します。

記

1. 業務名 武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務

2. 添付書類

様

武雄市長 小松 政

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書

年 月 日付け参加表明書により申請がありました次の業務に係る参加資格について確認しましたので通知します。

つきましては、提案書及び見積書等の提出をお願いします。

1 業務名 武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務

結果1：参加資格を有することを認めます

結果2：次の理由により、参加資格を有することを認められません。

理由：

2 提案書及び見積書提出について

(1) 締切日 令和 年 月 日

(2) 提出先 武雄市役所 4階企画政策課

番 号
年 月 日

様

武雄市長 小松 政

結果通知書

貴社から提出のあった次の業務の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

業務名：武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務

結果1：最適であると認め、受託者に選定しました。
契約等の手続きについては、別途連絡します。

結果2：次の理由により、受託者に選定しませんでした。
理由：